

令和6年度 償却資産申告の手引き

市税につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産についても課税されます。
南城市内に事業用償却資産をお持ちの方、又は南城市内に事業用として貸し付けている償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における申告が義務付けられております(地方税法第383条)ので、期間内に申告をお願いいたします。



* 固定資産税の償却資産申告と、確定申告の経費計上申告は別々に行う必要があります。

■ 申告期間

令和6年1月4日(木) ~ 1月31日(水)

■ 提出先・お問い合わせ

南城市税務課 資産税係 傷却資産担当(南城市役所1階 13番窓口)

受付時間：午前9時～午後5時(正午から午後1時、土日祝日を除く)

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL 098-917-5328 FAX 098-917-5429

第1 傷却資産の申告について 1

- 1.申告していただく方 / 2.申告の方法と提出書類 / 3.電子申告について
- 4.マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について / 5.申告されない方、虚偽の申告をされた方
- 6.実地調査等のお願い

第2 傷却資産のあらまし 3

- 1.償却資産の範囲 / 2.国税との主な違い / 3.業種別の主な償却資産
- 4.償却資産及び税額の計算方法 / 5.非課税となる資産 / 6.課税標準の特例

※ 傷却資産申告書の書き方 11

- 1.償却資産申告書(償却資産課税台帳) / 2.種類別明細書(増加資産・全資産用)
- 3.種類別明細書(減少資産用)

第1 償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、南城市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産(南城市内で貸し付けている資産も含む。)を所有している法人または個人。

2 申告の方法と提出書類

郵送で提出される方で、申告書控えに受付印の必要な方は、必ず返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。

申告用紙は、南城市ホームページでも取得できます。

https://www.city.nanjo.okinawa.jp/kurashi/zei_hoken_nenkin/zeikin/shisanzei/1585209611/
(ホーム > 暮らしと手続き > 税金・保険・年金 > 税金 > 資産税について > 償却資産の評価)

- 初めて申告される方(初めて申告書が届いた方)

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 償却資産申告書・ 種類別明細書(全資産・増加資産用)
注意点	<ul style="list-style-type: none">・ 令和6年1月1日現在、南城市内に所有している償却資産を全て申告してください。・ 儗却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。

- 前年度に申告されている方

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 儗却資産申告書・ 種類別明細書(全資産・増加資産用)・ 種類別明細書(減少資産用)
注意点	<ul style="list-style-type: none">・ 前年中に増加・減少した資産を、それぞれの種類別明細書に記入してください。・ 前年以前に取得した申告もれ資産、移動してきた資産は種類別明細書(全資産・増加資産用)に記入してください。・ 種類別明細書(減少資産用)は、修正されたページのみを提出してください。・ 事業所、資産の所在地等が変更になった場合は、申告書の「18備考」欄に変更前の事項を記載してください。・ <u>増加、減少した資産がない場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記入し申告書のみ提出してください。</u>

- 電算処理で全資産申告をされる方

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 儗却資産申告書・ 全資産種類別明細書(電算システムから打出されるもの)
注意点	<ul style="list-style-type: none">・ 令和6年1月1日現在、南城市内に所有している償却資産を全て申告してください。・ 評価計算等の償却可能限度額は取得価格の100分の5までとしてください。

- 廃業、解散、営業譲渡された方

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 儗却資産申告書・ 種類別明細書(減少資産用)
注意点	<ul style="list-style-type: none">・ 儗却資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。・ 営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

3 電子申告について

電子申告とは、インターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うシステムで、通称「eLTAX(エルタックス)」と呼ばれています。南城市でもeLTAXを利用した電子申告を受け付けています。詳細については、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

4 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。申告の際には、次の書類を添付してください。

- ・ 法人番号を記載した申告書を提出する場合、確認書類の添付は不要です。
- ・ 確認資料を郵送する場合は、委任状等代理権を証する書類を除き、コピー（写し）を送付してください。

■申告者本人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類 (①② 1点ずつ)
① マイナンバー確認	<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（裏面）・通知カード・住民票や住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの）等
② 身元確認	<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（表面）・運転免許証等の顔写真付身分証明書 等 <p>※ 顔写真がないものは2種類以上の本人確認資料が必要です。 (健康保険証・介護保険被保険者証・年金手帳等)</p>

■代理人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類 (①②③ 1点ずつ)
① 本人のマイナンバー確認	<ul style="list-style-type: none">・本人の個人番号カード（裏面）の写し・本人の通知カードの写し・本人の住民票や住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの）の写し
② 代理人の身元確認	<ul style="list-style-type: none">・代理人の個人番号カード（表面）・代理人の運転免許証等の顔写真付身分証明書 <p>※ 健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は2点</p> <ul style="list-style-type: none">・代理人の税理士票・税理士の補助者または事務員であることを証する書類 等
③ 代理権の確認	<ul style="list-style-type: none">・委任状・税理士代理権限証書

5 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられことがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされると、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することができます。

6 実地調査等のお願い

申告書の受理後、地方税法に基づいて実地調査又は簡易調査(固定資産台帳を郵送していただく調査)を行うことがありますので、その節は、ご協力をお願いいたします。また、これらの調査に伴って追加課税による納付をお願いすることがあります。

第2 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲

(1) 償却資産とは

固定資産税の課税対象である償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車等は除かれます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		具体例(一部の例示です。)
構築物	構築物	門、塀、擁壁（土留め）、広告設備、屋外駐車場の舗装路面（砂利舗装も含みます。）、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設、その他土地に定着した土木設備、テニスコート、屋外プール、ゴルフ練習場のネット設備・芝生、庭園、他
	建物附帯設備（建築設備）	1 プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 2 建築設備のうち償却資産として扱うもの 3 賃貸ビル等の家屋に附加された建築設備（受変電設備等）、内装・内部造作は、償却資産として申告してください。
2	機械及び装置	太陽光発電設備、縫製等の製造加工機械、土木建設機械（パワーショベル等）その他産業機械及び装置等
3	船舶	客船、貨物船、油槽船、タグボート、遊覧船、ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト、パワーショベル等の大型特殊自動車、動力運搬車、手押車、構内運搬車、その他運搬車（自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。）
6	工具・器具及び備品	ロッカー、家具（事務机・応接セット等）、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、陳列ケース、自動販売機、電話機、広告看板、ネオン、レジスター、金庫、監視カメラ、測定・検査機器、工具、治具、取付工具、切削工具、金型、電気器具、ガス器具、事務用機器（コピー、パソコン、ファクシミリ等）、コンテナー、消毒殺菌用機器、医療機器、歯科診療用ユニット、理容又は美容機器、娯楽機器、スポーツ器具及び興行又は演劇用具、観賞用・興行用に供する生物、絵画等（例外のものあり。）

(3) 車両について

車両は台車、貨車、構内運搬具、動力運搬車、大型特殊自動車等が対象となります。

- ・大型特殊自動車の登録番号は次の通りです。

大型特殊自動車(建設機械)	0、00~09、000~099
大型特殊自動車(建設機械以外)	9、90~99、900~999

- ・自動車税の課税対象となる自動車 並びに軽自動車の課税対象である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型特殊自動車は対象になりません。

償却資産の対象となる大型特殊自動車は、道路運送車両法施行規則別表第1に規定があり、次のとおりとなっております。

道路運送車両法施行規則 別表第1(大型特殊自動車の説明用に加工したものです。)

自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産	
	長さ	幅	高さ			
イ 一	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km／時以下のもの			小型特殊自動車	対象外(※1)
		左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km／時を超えるもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	大型特殊自動車
		左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当しないもの				対象
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	左に掲げる自動車であって、最高速度35km／時未満のもの			小型特殊自動車	対象外(※1)
		左に掲げる自動車であって、最高速度35km／時以上のもの	—	—	—	大型特殊自動車
二	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			大型特殊自動車	対象	

上表イに該当する自動車の場合は、最高速度15km／時、長さ4.70m、幅1.70m、高さ2.80mの4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産の対象となります。

上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km／時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産の対象となります。

※1 小型特殊自動車は軽自動車税の対象となります。別途、軽自動車税の申告が必要です。

詳しくは税務課へご連絡ください。

 : 申告の対象となる部分 : 申告の対象とならない部分

(4) 特に注意を要する申告の対象となる資産

- ア 決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
 - イ 建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産
 - ウ 会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
 - エ 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。）
 - オ 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産
 - カ 資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産（貸し付けを業としている場合は、貸し付け先で事業用に使用されるか否かを問わず対象です。）
- 以上、ア～カは償却資産の対象となります。（申告漏れとなりやすい資産ですので、ご注意ください。）

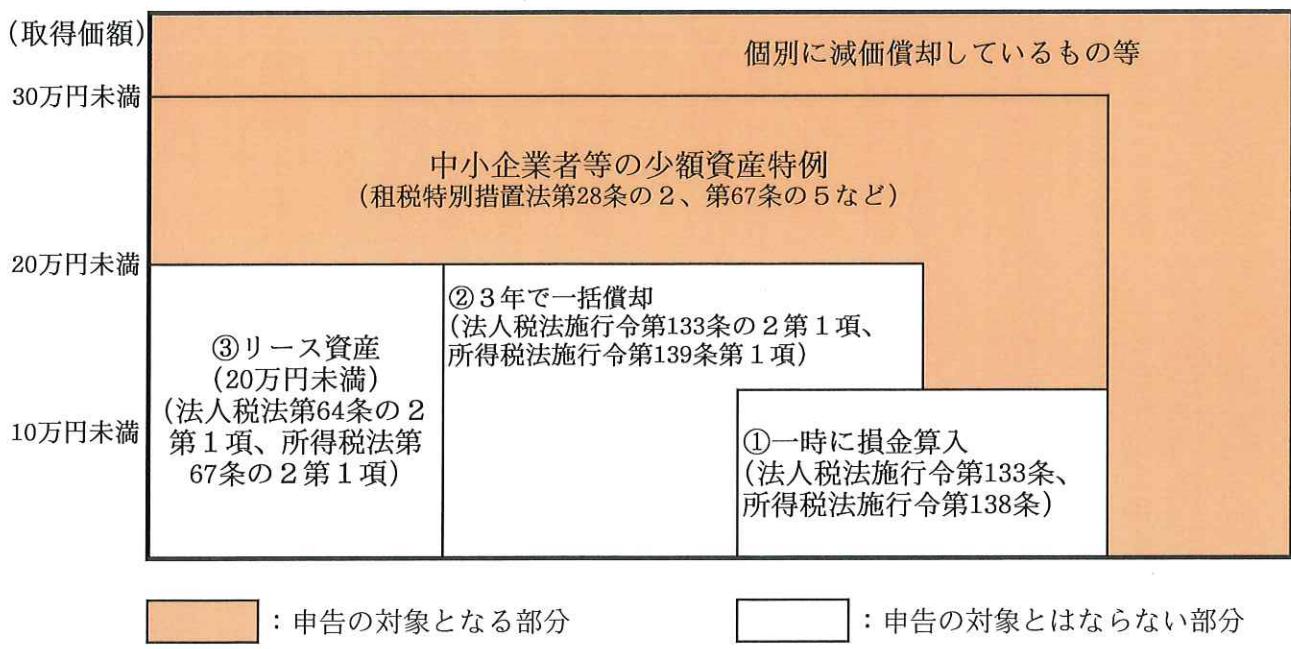
(5) 少額資産等の取り扱いについて

償却資産において、地方税法上の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」は、

- ① 使用可能期間が1年未満であるものまたは取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの。
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの。
- ③ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもののみです。

よって、租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産の申告の対象となります。

また、取得価額10万円未満の資産であっても個別に減価償却しているのは、償却資産の申告の対象になります。



(6) リース資産の取り扱いについて

リース資産のうち、資産の所有者が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり申告義務はリース会社にあります。

ただし、上図③のとおり取得価額が20万円未満の場合は課税対象とはならなくなっています。

(7) 家屋の附帯設備(建築設備)における家屋との区分

家屋の附帯設備で償却資産の対象となる資産については、下の表の例示を参考にしてください。

家屋との区分の判断が困難な場合は、償却資産係にお問い合わせください。

区分	家屋に含めるもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電燈・コンセント配線設備、電話配線設備、盜難非常通報装置、テレビジョン共同聴視設備、火災報知設備、出退表示設備、ナースコール設備、呼出信号設備、太陽光発電設備(屋根材一体型の場合) 等	自家発電設備、受変電設備、動力配線設備、LAN配線、ネオンサイン、投光器、中央監視装置、マイクロホン、スピーカー、スポットライト、インターホーン器具、電話機、電球、ミキサー、交換機、屋外電気設備、太陽光発電設備(屋根材一体型ではない場合) 等
給排水衛生設備	給水設備、排水設備、中央式給湯設備、衛生設備、セントラルバキュームクリーナー 等	屋外設備、屋外水道管、屋外配水管、独立煙突、独立煙道、独立した給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、井戸、浄化槽 等
ガス設備	屋内支管、排気筒、カラン(使用口) 等	屋外供給本管・設備 等
空調設備	空調・冷暖房・排気設備、換気扇、天井扇、ベンチレーター 等	ルームエアコン(天井埋込み型を除く。) 等
その他	避雷設備、自動扉設備、エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア設備、ダムウェーター、固定椅子、金庫扉、テラス、ポーチ 等	洗濯設備、業務用の厨房設備、テント、取り外しの容易な簡易間仕切、POSシステム、カーテン・ブラインド 等

* 家屋とは、一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した構造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

* 自己所有の家屋内における事務室等の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、空調・ガス配管等は、その家屋の評価対象であり、償却資産ではありません。

しかし、特定の生産又は業務を行うための給排水・ガス・エアー等の各種配管や動力源、熱源等の電気配線、照明設備及びその附属設備等は償却資産になります。

(例：工場内における製造用機械を動かすための動力配線、機械や製品を冷却するための電気配線や設備、工業用水道配管や汚水処理設備等)

(8) 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者(テナント入居者等)がその事業の用に供するために取り付けたものは、上記の区分に関わらず、地方税法第343条第10項の規定に基づき、その資産の所有者であるテナント入居者等に申告義務があります。

* このようにテナント入居者等の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該資産を取り付けた者(テナント入居者等)を所有者とし、家屋の附帯設備を償却資産として申告する必要があります。

* このテナント入居者等が設置した家屋の附帯設備は、特に申告漏れとなりやすい部分ですので、ご注意下さい。

次の表は、建物(家屋)の所有者と設備等の所有者の相違の観点から家屋と償却資産の区分整理をしたものです。

全
て
償
却
資
産

設備等の種類	設備等の分類	家屋の所有者と設備等の所有者	
		同じ場合	
		家屋	償却資産
内装・造作	床・壁・天井の仕上げ等の内装・造作	○	
外構工事	工事一式		◎
電気設備	受・変電設備		◎
	予備電源設備		◎
	電力引込設備		◎
	火災報知器	○	
	電灯・照明設備	屋外設備	◎
		屋内設備	○
	電力配線設備	特定の生産又は業務用の設備	◎
		上記以外	○
	電話設備	電話機・交換機等の機器	◎
		上記以外	○
	拡声設備	マイク・スピーカー・アンプ等の機器	◎
		上記以外	○
	インターホン設備	インターホン機器	◎
		上記以外	○
	I T V 設備	受像機(テレビ)、カメラ	◎
		上記以外	○
給排水設備	屋外設備・引込工事		◎
	上記以外	○	
給湯設備	局所式(湯沸器等)		◎
	中央式(ユニットバス・洗面所用等)	○	
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産用又は業務用の設備		◎
	上記以外	○	
衛生設備	設備一式	○	
換気設備	設備一式	○	
避雷設備	設備一式	○	
空調設備	ルームエアコン、特定の生産用又は業務用の設備		◎
	上記以外	○	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎
	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーダー等	○	
厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店・寮・病院・社員食堂等の設備		◎
	上記以外	○	
洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、ホテル・寮・病院等の設備		◎
	上記以外	○	
その他の設備等	冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、P O S システム、看板、ネオンサイン、簡易間仕切、機械式駐車場、カーテン・ブラインド等		◎

2 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度：1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として定率法	定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
共有資産	持ち分を合算して共有者名義で申告	持ち分それぞれを減価償却
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）

3 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
共通	受変電設備、看板、屋外広告塔、舗装路面、外灯、テナント内部造作、緑化施設、庭園、ネオンサイン、キャビネット、応接セット、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、エアコン、金庫、机・椅子、パソコン、LAN設備、レジスター、外構工事（フェンス・植栽）など
飲食業	カウンター、室内装飾品、カラオケ機器、自動販売機、ステレオ、放送設備、タオル蒸器、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、日よけなど
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、洗面設備、ドライヤー、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリープ、プレス、モーター、ミシンなど
ホテル・旅館業	ベッド、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、電話交換設備など
小売業	冷凍機、肉切断機、挽肉器、電子秤、冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機など
食肉鮮魚販売業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、工業用水道など
加工・修理業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒用殺菌機器、手術機器、歯科診療ユニットなど
医（歯）業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分、金属造の埠、コンクリート造の埠、太陽光発電設備など
不動産貸付業	パチンコ器、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場用設備など
娯楽業	

4 償却資産及び税額の計算方法

(1) 評価額の求め方

取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに、それぞれの資産の評価額を求めます。

A及びBは、耐用年数に対応する「減価残存率」を表しており、取得価額にその減価残存率をかけて評価額を求めます。

$$\text{①前年中に取得した資産の評価額} = \boxed{\text{取得価格} \times A}$$

$$\text{②前年前に取得した資産の評価額} = \boxed{\text{取得価格} \times A} \times B$$

$$\text{③上の1年前に取得した資産の評価額} = \boxed{\text{取得価格} \times A \times B} \times B$$

$$\text{④上の1年前に取得した資産の評価額} = \boxed{\text{取得価格} \times A \times B \times B} \times B$$

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合、取得価額の5%の額が評価額となります。

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率			
		前年中 取得	前年前 取得		前年中 取得	前年前 取得		前年中 取得	前年前 取得		
		r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r	r	1-r/2		
		A	B		A	B		A	B		
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962
21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945				

『固定資産評価基準』*別表15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

『固定資産評価基準』とは地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

【計算例】取得価格 5,000,000円、取得時期 令和元年4月、耐用年数 17年の償却資産の評価額

①令和2年度	5,000,000	× 0.936	= 4,680,000 円
②令和3年度	5,000,000	× 0.936 × 0.873	= 4,085,640 円
③令和4年度	5,000,000	× 0.936 × 0.873 × 0.873	= 3,566,764 円
④令和5年度	5,000,000	× 0.936 × 0.873 × 0.873 × 0.873	= 3,113,785 円

(2)課税標準額

賦課期日（1月1日）現在の全資産の評価額の合計が、課税標準額となります。
ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額の合計から軽減額を控除したものが課税標準額となります。

(3)免税点

課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。なお、150万円未満となるかどうかは、評価額の計算をした結果により判定しますので、償却資産の多少にかかわらずご申告ください。

(4) 税率・税額 : 税率は1.4／100です。

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率 (100分の1.4)}}$$

(5)納期

1期	2期	3期	4期
4月	7月	12月	2月

5 非課税と課税標準の特例について

地方税法第348条に該当する償却資産（例えば、社会福祉法人等が運営する福祉施設等）は、固定資産税が課税されません。このような資産を取得された場合は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当事項を記載し、添付書類と共に提出してください。

（例えば）



南城市陸上競技場



南城市立大里南小学校

6 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び本法附則第15条などの規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、所管する主務官庁等の証明書または届出書の写し、カタログ、精密検査証明書など、証明となる書類を添付してください。詳しくは、南城市ホームページをご覧いただきか、税務課までお問い合わせください。